# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会) 平成 28 年3月 17 日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500802号 厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1500109号

#### 第1 結論

昭和57年9月から昭和59年3月までの請求期間及び昭和59年8月から昭和60年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

### 第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所:

#### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和57年9月から昭和59年3月まで

② 昭和59年8月から昭和60年1月まで

請求期間①について、私はA市B町に住んでいたが、昭和 57 年8月末に会社を退職してすぐにA市役所で国民年金の加入手続を行い、まもなく国民年金保険料の納付書が送られてきたので、住まいの近くのC郵便局で毎月保険料を納付した。

しかし、その後、A市役所から国民年金保険料が1か月未納となっているとの通知を受けたので、A市役所に出向き間違いなく納付した旨を告げたところ、記録は納付済みと改められた。 昭和58年中にD市E地区に引っ越して、同年12月に結婚し「F氏」になったが、引き続き毎月私自身が国民年金保険料を納付していた。

請求期間②についても、D市で私が毎月国民年金保険料を納付した。

請求期間①及び②に係る国民年金保険料が未納と記録されているが、納付したので記録を訂正してほしい。

#### 第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者は昭和 57 年8月末に会社を退職してすぐにA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎月納付し、さらにD市に転入後も引き続き保険料を毎月納付していたと主張している。

しかしながら、請求者の住所地であったA市及びD市は、請求期間①に係る国民年金保険料は3か月ごとに納付することになっていた旨を回答しており、毎月納付したとする請求者の主張と相違している。

また、A市において請求者の国民年金記号番号が払い出された時期は、当該記号番号前後の 任意加入被保険者の資格取得時期から、昭和 58 年8月頃と推認できる上、当該時点において 請求期間①のうち昭和57年9月から58年3月までの国民年金保険料は国に納付する過年度保険料、昭和58年4月から同年6月までの国民年金保険料はA市に納付する現年度保険料となり、いずれも遡って保険料を納付することになるが、請求者は遡って納付したことはないと主張している。

さらに、D社会保険事務所(当時)が作成した年度別納付状況リスト(昭和59年5月10日 作成)によると、請求者に係る請求期間①の納付状況欄は未納となっている。

2 請求期間②について、請求者はD市において毎月国民年金保険料を納付したと主張している。 しかしながら、請求者の年金手帳における国民年金の記録欄によると、被保険者となった日 (昭和59年8月21日)の記載は、G市において行われていることが認められる上、オンライ ン記録でも、被保険者となった日(昭和59年8月21日)の記録が昭和61年2月17日付で処 理されていることから、請求者は、請求期間②に係る国民年金の加入手続を、昭和61年1月 にG市に転入した後に行ったと考えられる。

したがって、請求者がD市において毎月国民年金保険料を納付していたという主張と相違している。

また、G市が作成した国民年金被保険者名簿によると、請求者の請求期間②に係る納付状況欄は「オサメラレナイ」と記載されており、この記載についてG市は、当時は転入者が来庁すると、加入履歴や納付状況を前住所地及び社会保険事務所(当時)に問い合わせて確認するとともに、まだ保険料を納付できる期間があれば、本人に納付する意思があるかを確認していたので、本人は納められないと答えたと考えられると回答している。

3 社会保険オンラインシステムの氏名検索等により調査したが、請求者に別の国民年金記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者は請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はないとしており、ほかに請求期間①及び②に係る保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が 請求期間①及び②に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。